

文化財審議会（令和4年1月28日）議事録

<出席者>

梅村会長、金丸副会長、浅間委員、古里委員、河東委員、佐野委員

<欠席者>

西川委員

<文化・スポーツ課>

木下部長、辻課長、永田課長補佐、斉藤主査長、手嶋主任文化財主事、今野主任学芸員、柏瀬文化財主事

○課長 本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本会は、令和3年度の第2回目文化財審議会になります。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回も新型コロナウイルス感染の状況を鑑みて Zoom 開催といたしました。急な変更にも拘わらず、ご快諾をいただき、ありがとうございます。

それでは、梅村会長、会議の進行をお願いいたします。

○会長 よろしくお願ひいたします。議事を進めさせていただきます。事務局から資料の確認をお願いします。

○課長 資料を確認します。「会議次第」が1枚、
資料1として「指定文化財調書」（諮問書の写し、子の神5号墳調書、答申（案））、
資料2として杉村楚人冠陶板句碑調書（案）
資料3として「指定文化財候補」のリスト
資料4として我孫子市布佐地区三丁目山車保存会から提出された市指定申請書
資料5として「志賀直哉邸跡書齋クラウドファンディング報告書」、
資料6として「巨木調査の進捗について」、
資料7として旧井上家修繕について
資料8として市内旧家調査報告について
になります。お手元の資料をご確認ください。

○会長 よろしいでしょうか。では、議題に入ります。1) 指定文化財について ①子の神5号墳指定について、事務局から説明をお願いします。

○主査長 資料1をご覧ください。

子の神5号墳については平成17年3月28日に我孫子市指定文化財候補とな

り、その後、令和3年6月25日に開催した前回の審議会で古里先生に調書を書いていただくこととなりました。調書をいただきましたので、本件を市指定文化財にするため、諮問します。諮問書につきましては、資料1のとおりです。原本は、会長にお渡ししています。なお、同意書は、子の神5号墳は市所有であるため、不要です。それでは、審議のほう、よろしく願いいたします。

○会長 それでは諮問書により、子の神5号墳の指定について審議を行います。事務局から諮問内容について説明をお願いします。

○主査長 子の神5号墳は、手賀沼に面する台地縁辺部に築造された直径約20mの円墳で、手賀沼北岸の台地上約500mに分布する子の神古墳群の中央に位置します。

本古墳の主体部は不明ですが、2000(平成12)年に墳裾部並びに墳丘周辺の調査が行われ、周溝が確認されたほか、須恵器壺、円筒埴輪などが出土し、これらの出土資料から、本古墳は6世紀後半と考えられています。

周辺の開発に伴って子の神古墳群は多くが削平されるなか、本古墳含め前方後円墳1基と円墳4基のみが現存しています。現在、本古墳とその周辺は2009(平成21)年に「寿古墳公園」として公園用地となり、2012(平成24)年には円筒埴輪のレプリカを設置するなど整備され、付近の小学校が郷土史を学ぶ際は回遊ルートの中に入っています。現地の様子を共有しますので、ご覧ください。

(動画・画像を用いて現地の様子を共有)

諮問にあたり、調書については、古里先生からご説明をお願いいたします。

○古里委員 我孫子古墳群は手賀沼北岸の台地上に存在する古墳群の総称です。1958から1962年にかけて、東京大学文学部考古学研究室により総合調査がおこなわれ、その成果は『我孫子古墳群』として刊行されました。全面的な調査が実施された例としては、東日本では最も古い調査に属すると思われま。

子の神古墳群は我孫子古墳群のほぼ中央に位置し、13基の円墳と1基の前方後円墳で構成され、東西約500mの範囲に分布します。子の神の名称は14号墳の北方に子之神大黒天で知られる延寿院によるものと考えられます。

『我孫子古墳群』の記述ではこれら14基の古墳を手賀沼に注ぐ2本の小沢によって3群に分け、このなかの第2群の中心的な存在が5号墳であると記述されています。また、『我孫子市史』でも、弓形に分布した2号墳から9号墳までの中心に5号墳があると指摘されています。

子の神5号墳はこの古墳群のほぼ中央に位置する直径約20mの円墳で、東京大学

の調査で分類された第2群中最大の規模です。

2000年に墳丘の北側と西側に5か所のトレンチを設けて調査がおこなわれた際、溝の立ち上がりが確認され周溝が巡っていることが明らかになりました。出土した遺物は須恵器壺、円筒埴輪、朝顔形埴輪、人物埴輪(女性)などで、これらの資料から本古墳は6世紀後半に比定されています。

なお、5号墳の所在地は、都市公園「寿古墳公園」として2009年3月より供用されています。5号墳南側が急峻な崖のため古墳前面には擬木柵が設置されており、2012年度には古墳周囲に円筒埴輪のレプリカが設置されています。

古墳の意義ですが、子の神5号墳は子の神古墳群のなかで中心的な古墳の一つです。『我孫子古墳群』において5号墳は子の神古墳群第2群の中で最大の規模であるとされ、『我孫子市史 原始・古代・中世編』においてもその立地の特異性が指摘されています。

当初、14基あった子の神古墳群は宅地などの開発により次々に失われていきました。現在は1基の前方後円墳と4基の円墳を残すのみであり、現存する数少ない古墳です。『我孫子古墳群』に記載された子の神5号墳の測量図をみると墳丘の東に小さな高まりがあり、陪冢の可能性があり大変興味深いものがあります。

現地は斜面林として、緑の基本計画に基づく手賀沼沿い斜面林保存条例で指定後、所有者からの申し出により平成14年に買収され我孫子市の所有となっています。その後、瀧井孝作仮寓跡と併せて整備されて緑地として市民に親しまれています。

以上のことから子の神5号墳は市指定文化財とするに相応しいと考えられます。

○会長 ありがとうございます。よろしければ、お手元の諮問書の写しに基づきまして審議に入りたいと思います。何かご質問、ご意見などございましたらお願いします。

○佐野委員 子の神古墳群も含めて、我孫子古墳群に渡来系の要素が認められるものはあるのでしょうか。

○古里委員 渡来系の要素というと、確定できるものは記憶にないです。

○佐野委員 分かりました。例えば石枕は7本穴が開いていますが、それが北斗七星を表すというのがありますね。

○会長 現存するものが4基ということでしたが、他の古墳については現状どうなっていますでしょうか。

○事務局 残っているものとしては5号墳のやや北西の私有地に4号墳があります。8号墳、9号墳が我孫子市の公園に残っていますが、目視しても墳丘かどうか分からない状況です。ただ周辺には、埴輪などが落ちているので、古墳であることは分かります。一番東の14号墳は子の神大黒天の敷地内にあり、こちらも墓地の脇にわずかに高まりが見られ周辺の状況から、小型の前方後円墳と考えています。

5号墳以外の残っているものは土が流れていたり、私有地の中で改変されたりしているので、5号墳はよい状態と考えています。

○会長 ありがとうございます。それで、5号墳の指定ということになるのですね。

○河東委員 瀧井孝作が住んだ場所は分かっているのでしょうか。

○事務局 5号墳と4号墳のある敷地が、住んでいた場所です。ただ、土地は瀧井孝作の所有ではなく、東京市内の方が別荘として保有していた家を借りていました。瀧井孝作が住んだ建物は、4号墳の南側の私有地に土蔵のみ残ってます。

○河東委員 分かりました、ありがとうございます。

○佐野委員 本調査は実施しているのでしょうか。

○事務局 市史編さんの関係で確認調査を実施して、人物埴輪などが出土しています。遺体を収めている主体部は残されているということで調査は実施しておりません。千葉県、文化庁でも、できる限り保存できるものについては学術的な目的がないと許可はしづらいということで、現況のまま残してあります。

○会長 ありがとうございます。これまで指定についてご意見を伺いましたが、審議の結論として「子の神5号墳」を市指定文化財として指定することについてご異議はございませんでしょうか。

(異議なし。)

○会長 本会は、諮問を受けました「子の神5号墳」につきましては、原案のとおり市指定文化財の指定に値するものであり、意見等は無いものとして答申します。

○課長 ありがとうございます。答申書をお渡ししていますが、修正がなければこのまま上程したいと思えます。

○会長 資料はこちらの方で確認し、特に問題ないと思ったのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは次の1) 指定文化財について②杉村楚人冠陶板句碑調書(案)にすすみます。事務局から説明をお願いします。

○主査長 杉村楚人冠陶板句碑は平成17年3月に文化財指定候補となりました。その後、令和3年6月25日に開催した前回の審議会で金丸先生に調書を書いていただくこととなり、7月に現地視察をしていただいた上で、本日お配りした資料2を作成いただきました。ご参考までに、こちらで撮影した写真をご覧ください。(画像・動画による現地の様子の共有)

いくつか検討事項がありますので、ご審議をお願いします。

○会長 それでは金丸委員からの調書(案)の懸案事項について、ご説明をお願いします。

○金丸委員 句碑はもともと杉村楚人冠邸宅の一部だった場所に建っています。構造は、上の部分が陶板を組み合わせた碑で、石の台座の上にあります。正面中央の陶板を4枚並べた面に「筑波見ゆ冬晴の洪いなる空に」という、まさにそこの風景を詠んだ句が書かれています。書いたのは楚人冠本人で、背面に杉村楚人冠の「遺徳ヲ俣ビ先生ノ意思ニヨリ陶匠河村蜻山氏に嘱シテ之ヲ」建てたとあり、制作当時我孫子市在住の河村蜻山の作陶と明記されています。

京都から我孫子に移住してきて、バーナード・リーチの窯跡に自らの窯を作り、非常に精力的な制作活動をした河村蜻山は、後で鎌倉に移り、浄智寺近くに今も続く名月窯を開き、最後には鎌倉で亡くなりました。

建てられたのは、楚人冠の七回忌の命日で、我孫子の人々のグループによって作られました。

所見としては、大型の陶板を組み合わせて作られた句碑です。陶板を作るのは大変難しいことで、普通の陶器をつくるよりも板の大きさを揃えるのは大変困難であるそうです。中央の楚人冠の句を刻んだ4枚は、69cm×55.5cmと大きなもので、背面も陶板としては大型のものです。

河村蜻山は、美術陶芸家というのがまだほとんどいなかったころの陶芸家です。確証はないのですが、陶芸という表現を初めてしたのは蜻山であると言われていています。少なくとも陶芸という言葉を使って自らを「陶芸家」と称したのは蜻山が初めてであると考えられます。

蜻山が48歳の時、我孫子に移住し作陶を開始したのは、かつて我孫子の文化的中

心でもあった柳宗悦邸であり、バーナード・リーチの窯跡があった三樹荘でした。もともと京都栗田焼の出身で、そこで陶工としての訓練を受け、さらにそれを発展させて陶芸家河村蜻山の多くの作品を生み出したのがこの地であったといえます。

蜻山は、家業の京都栗田焼に始まり、染付、窯変、青磁、白磁、三島手、赤絵、金襴手など多彩な作陶を展開しました。我孫子移住後も「陶芸家」として活躍し、戦時下も芸術活動を続けるため尽力した人です。この陶板句碑にも蜻山の作陶の特徴が見られ、部分によって異なる色調の釉をかけ、側面には三島手を用いるなど多彩な味わいを見せています。

我孫子に移住してきたのが昭和13(1938)年で、登り窯を築き、深草窯と命名しました。蜻山は、杉村楚人冠が主宰する「湖畔吟社」に参加して、俳句をたしなみ、我孫子の人々との交流にも積極的でした。その縁から、湖畔吟社の発願による杉村楚人冠の句碑を制作することになったようです。そして楚人冠の七回忌に合わせ、昭和26年に楚人冠句碑を作っています。

その後、鎌倉に移住し、日本芸術院恩賜賞を受賞するなど陶芸家として高い評価を受けました。そして昭和42年に亡くなっています。

結論および検討事項として、作品は、①河村蜻山の陶芸の粋が見られる大型の句碑であること、これは大変重要なことであると思います。②楚人冠自筆の句「筑波見ゆ冬晴れの洪いなる空に」が刻まれていることが文化財に値すると思われまます。③作品の成立背景として、我孫子の地域としての文化的性格が大きく影響していることが文化的価値をさらに重要なものとしていると思われまます。

杉村楚人冠句碑は、我孫子市文化財として指定することは大変すばらしいことであると思います。普通句碑は石に刻むことが多く、こういった関わりの深い人物が作った陶碑だということは非常に重要です。

このように杉村楚人冠陶製句碑は指定文化財として適当と思われまますが、種別には検討の余地があると思いますので、お教えいただいて考えていきたいと思われまます。種別として新しい時期ということもあり、美術工芸とするには多少不足かと思われまますが、制作背景、立地など我孫子の文化にとって重要であることを総合的に考えると市の指定文化財として指定するには、十分価値のあるものであると考えまます。どのような形にするかはご意見をお願いしたいと思われまます。

○会長 ありがとうございます。この句碑について、資料の「句碑文化財リスト」は事務局で作成したものでしょうか。

○事務局 はい、句碑としてこういった形で文化財となっているのかを調べたところ、石に彫った句碑が大部分でした。一茶や芭蕉の句が文化財となっているものとしては多いようです。陶板の句碑を探したところ、瀬戸市で陶板碑が指定になっているものがありました。句碑ではないのですが、参考として挙げさせていただきました。

○会長 これを見ますと、民俗有形文化財、歴史資料といろいろな種別になっています。唯一の瀬戸市の陶碑は工芸品ですが、これをどういった種別にすべきかということによろしいでしょうか。

○金丸委員 そうです。この句碑は陶板にいろいろな技法を使っています。側面を見ても、河村蜻山がかなり自らの力をふるって作り上げたと思います。

句碑リストには、有形文化財・歴史資料があります。やはり楚人冠の句碑であると、我孫子の文化の発信地であると示すものと言えるのではないのでしょうか。

○会長 中央の陶板以外は石に見えたのですが、以前見学したとき、それも陶板だと確認し、驚いたということがあります。非常に大きいものでした。

○佐野委員 金丸先生のご説明のとおり、杉村楚人冠の句碑で問題ないと思います。

柳宗悦が高く評価した米沢の成島焼を受け継いでいる、水野さんによると陶板の焼き締めが非常に難しいそうです。この句碑を見ると、異なる陶板が重なっている部分の字も読めるので、非常に高い技術だと思います。そのため工芸品としても高い技術を持つと評価してよいのではないのでしょうか。

○河東委員 美術工芸としても価値を持つということと、蜻山がその時期我孫子に住んでいたこと、その場合我孫子は文化人・芸術家が住んだ街としての特徴があります。

近代の楚人冠碑ですから近代の歴史資料でもよいかと思いますが、美術工芸品としての価値があるのであれば、歴史資料および工芸品という違った分野を並立して指定も可能だと思います。例えば庭園の浜離宮は特別名勝であり、特別史跡となっています。

あとは、歴史資料として評価するのであれば、調書には要約ではなく、刻まれた文字の全文を記録しておく必要があると思われれます。

また、「歴史的資料」というものはあまりなく、「歴史資料」とするのが一般的なようです。この“的”を入れた意味があるのかどうか、それほど意味がないのであれば、「歴史資料」でよいかと思います。

それから、括弧で「人々の記憶と記録にかかわる我孫子遺産」と入っていますが、これも説明をいただきたいと思います。

○金丸委員 私の中では歴史資料というと文献だけをイメージしていたので入れましたが、これは銘文を入れて歴史資料としての価値が分かるようにすればこの括弧は必要ないと思います。

それから「人々の記憶と記録」というのは、湖畔吟社は今も続いており、河村蜻山が作陶したことも人々の記憶に残っている。湖畔吟社では毎回の記録が残ってい

ますので、それも含めてこのように記述したのですが、歴史も含めて今河東先生がおっしゃったような書き方として、細かな銘文まで入れようと思います。

もし、二つ併記できるのであればよいのではないかと思います。

○河東委員 括弧も我孫子ならではということ強調するのであればあってもよいと思いました。その場合には「人々の記憶と記録にかかわる近代の我孫子遺産」ということにしておけば、白樺派の人々が住んだ我孫子ということが示せるのかもしれませんが、それは所見や価値に記入することでもいいのかもしれませんが。

○金丸委員 バーナード・リーチの窯跡を選んで自分の窯を起こしたのも、河村蜻山に意識があったと思えますし、地元の人にもその意識が広がったのだと思います。

○河東委員 いずれにしても、歴史資料と工芸品と併せた有形文化財の指定であれば、我孫子ならではということ強調できるかと思いました。

○会長 ありがとうございます。それでは河東先生のアドバイスを入れていただいて、調書の作成をよろしくお願いいたします。

○金丸委員 承知いたしました。併記できるということで、喜んでそのようにさせていただきます。

○会長 他に調書の内容で質問などありますか。

(質疑なし。)

それでは金丸先生、調書の作成をよろしくお願いいたします。

○主査長 今後、金丸先生とご相談し、調書を確定し、次回の審議会で諮問する予定ですので、よろしくお願いいたします。

○会長 続きまして、③指定文化財候補について、事務局から説明をお願いします。

○主査長 資料3をご覧ください。現在ある11の指定文化財候補の他に追加候補とある資料一つを追加したいと思います。

今回指定文化財候補としてお示したのは、我孫子市布佐地区三丁目山車です。

資料4のように我孫子市布佐地区三丁目山車保存会から申請書が提出されています。

この山車については、令和2年2月に市指定文化財となりました竹内神社例大祭で現在も使用しています。例大祭を指定する際は山車の成立年代は不明だったため、指定には含まれていませんが、山車については、令和3年12月に文化庁の補助金を申請している関係で、河東委員にもご覧いただいています。事務局からは以上になります。文化財指定候補のご検討をよろしくお願いいたします。

○会長　それでは事務局からの報告について、ご意見はありますか。

○河東委員　文化庁に補助金を申請するにあたり一度見て欲しいとのことで、先日拝見してきました。車輪および軸の部分が修理の中心になると思います。

5基あるうち、この三丁目を除いて比較的新しいのですが、三丁目の山車のみが戦前の昭和10年頃で、作者も分かっています。戦前の山車として最も古く、原形に近い山車と考えています。5基とも布佐の祭礼を象徴する非常に重要な文化財ですが、特にこの三丁目の山車は重要です。山車は毎年使っていますので方向を決める前輪の摩滅が激しく、木製の車輪が鉄製に替えられているものの、かなり老朽化していますが、それ以外は昭和10年頃の状況を保っているのではないかと思います。おそらく有形民俗文化財の範囲になると思います。

○会長　河東先生が実際ご覧になり、有形民俗文化財として指定することは差し支えないのではないかとのご意見でした。いかがでしょうか。特に問題がなければ、事務局が提示した我孫子市布佐地区三丁目山車を指定文化財候補としたいと思います。よろしいでしょうか。

○河東委員　布佐の祭礼は指定されており、各町所有の5基の山車はそれぞれ非常に重要なので、本来は5基すべて一緒に指定という考え方もありますが、50年程度では民俗有形文化財とならないので、将来的に山車5基を指定する必要があると思いますが、差し当たって戦前の山車1基だけ指定するのは問題ないと思います。

ただ、所有者が将来的に山車を作り替えたいのであれば、所有者と話し合いが必要です。

○浅間委員　文化庁に申請した補助金の内容を教えてください。

○事務局　山車の下の部分が、運航するうえで困難を伴うということで、前輪と操舵装置の部分を修理したいという要望があり、補助金の申請をしています。

○会長 指定文化財候補とすることには異議なしということで、将来的には5基すべて指定する可能性があるということをつけ加えることとなります。

議題については以上となります。続いてその他を事務局からお願いします。

○主査長 志賀直哉邸跡書斎クラウドファンディングについて資料5をご覧ください。

我孫子市文化財保存活用地域計画に位置付けられた事業である志賀直哉邸跡書斎を修復するために、令和3年9月1日から1月5日までインターネットをとおして募金を呼びかけて1,288,000円、186人の方々からご賛同を得ることができました。当初は757,000円でしたので、達成率は170%となっています。クラウドファンディングの試みは歴史文化財担当では初めてでしたので、これを機に続けていければと思っています。

今回の結果、10月5日から11月26日まで修復工事を行いました。修復した個所は庇、濡れ縁、下見板、障子、畳、内装の壁、網代天井となっています。既存にできるだけ忠実に修復しました。完成に伴って、12月4日は書斎前で白樺文学館主催のイベントを行いました。ただし、12月4日時点では、クラウドファンディング参加者の最終的な人数が決まっていなかったため、締め切り後、募金いただいた方々にお礼とともに公開イベントのお知らせを行う予定です。また、開放時間を延長しました。資料5の報告は以上となります。

次に巨木調査の進捗についてです。資料6をご覧ください。リストは公園緑地課が管理する保存樹木の種類と概要です。

○会長 浅間先生、ケヤキの木について、何かアドバイスありますでしょうか。

○浅間委員 実際にケヤキは巨木で、指定するだけの価値はありますが、住宅地に落ち葉や枯れ木が落ちるなど管理を考慮すると、指定後に問題が生じる心配があります。

昔はかなり私有地でも指定しましたが、現在では神社など落ち葉などの問題がない場所で、しかも伝承などがある木であること。もしくは、例えば貴重な樹木が2、3本あったとしても、枯れると指定解除となるので、長期的に保存できるよう再生産ができる木であること。あるいは、近隣で大切にされてきたなど歴史的に意味があるもの、巨木で価値のあるものなど、後々管理の問題も踏まえて指定する必要があります。

○主査長 ありがとうございます。それでは、他自治体の指定の状況などを踏まえて、所

有者と協議を進めていきたいと思ひます。

○会長 よろしくお願ひします。

○主査長 次に資料7旧井上家住宅修繕について報告します。12月に悪天候の日があり、その後、雨樋が壊れてしまいました。雨樋は建物の土台にも影響するので、早急に直す必要があり、予備費を充当して修繕します。併せて、旧井上家住宅は実施設計を行ったものの、修復工事の実施が来年度も難しい状況になりました。そのため、以前から修復する必要があった式台玄関の板壁も当時の雰囲気壊さないよう修繕します。なお、今後、母屋の修復工事が難しいため、予算がつくまで少しずつ修繕工事を行う予定です。来年度は式台玄関の漆喰部分の修繕を予定しています。そのほか優先順位をつけて修繕していく必要がありますので、先生方のご意見をお伺いしながら進めていきたいと思ひます。

次に市内旧家調査報告についてです。

現在、市内の旧家において所蔵資料の調査と建物の調査をおこなっています。資料については江戸時代からの文書及び、書画、骨とう品などを整理しています。建物についても成立年代など調査中です。調査が完了しましたら、先生方にもご報告いたしますので、よろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございます。その他、何かありますでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは、以上を持ちまして本会を終了いたします。